

令和2年度 新見市監査計画

1 基本方針

監査を実施するにあたっては、予算及び事務事業の執行が地方自治法をはじめとする各種法令等を遵守し、適正かつ合理的に行われているかどうかを留意し、問題点を指摘するにとどまらず、より良い行政運営が確保されるよう、その改善を図るための指導、提案を積極的に行うものとする。

また、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、行財政運営が効果的かつ効率的に執行されているか監査等を実施するものとする。

2 監査等業務の概要

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納事務が適正に行われているかを主眼に、計数の確認、現金残高の確認、収入・支出関係書類の検査を実施する。

【検査時期】……………毎月15日～25日の間で定める日

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算書並びに財務諸表の計数の正確性を検証するとともにその分析を行い、予算執行、事業執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施する。併せて財産の管理状況についても審査を実施する。

【審査期間】

①企業会計（水道）……………5月下旬～8月中旬

②一般会計・特別会計……………6月上旬～8月中旬

(3) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金が設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを主眼に審査を実施する。

【審査期間】……………7月上旬～8月中旬

(4) 財政健全化及び経営健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業の資金不足比率について、計数の確認、照合を行い、適正に算定されているか審査を実施する。

【審査期間】……………7月下旬～8月上旬

(5) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼に、部署ごとに監査を実施する。

【実施時期】

①支局、出先機関（市民センター、学校等）……………10月～11月

②本庁・教育委員会等……………1月～2月

(6) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

①補助金等交付団体

本市が補助金等を交付している団体の事業及び出納事務が、補助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

【実施時期】……………11月頃

②出資団体

本市が出資を行っている団体について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、また、会計経理、財産管理等が適正に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

【実施時期】……………11月頃

③公の施設の指定管理者

本市が公の施設の管理を行わせている団体について、当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

【実施時期】……………11月頃

(7) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるとき、一般行政事務の執行が法令等の規定に基づき適正に、また合理的、効率的に行われているかを主眼に、テーマを絞って適時に実施する。

(8) その他特別監査

特別監査は、要求又は請求に基づく監査及び随時監査等で事案発生の都度、実施計画作成のうえ実施する。

①要求に基づく監査

- ・議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）
- ・市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）
- ・市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条）

②請求に基づく監査

- ・住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条第1項）
- ・請願の措置としての監査（地方自治法第125条）
- ・住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1項）

③随時監査（地方自治法第199条第5項）

- ・必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。